

■平成29年6月1日以降の引換証発売からの新たなご利用資格

日本国の旅券及び「在留期間が連續して10年以上であることを確認できる書類で、在外公館で取得したもの等」を有する方

- ※ 日本国外での引換証のお買い求め及び日本国内でのパスへの引換の際に、旅券及び確認書類の提示が必要です。
- ※ 旅券のコピーでは、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。
- ※ 確認書類で連續して10年以上の在留期間が確認できない場合は、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。

■確認書類のご案内

- ① 在外公館が交付する「在留届の写し」(在留届の受付日付が10年以上前のものに限る。)
- ② 在外公館が発行する「在留証明」(「現住所に住所（または居所）を定めた年月日」として、10年以上前の年月が記載されたものに限る。)
- ③ なお、当面の間、特例として、「アメリカ、ブラジル、カナダに限り、在留国が発行する永住カード（当該国に10年以上在留していることが記載されたものに限る。）」も確認書類として利用できます。

※①については、一通の「在留届の写し」において、同居家族の方の在留期間が連續して10年以上あることが確認できれば、同居家族の方についても有効となります。

※引換証購入の時点で在留期間が10年に満たない小児（12歳未満）の方については、①の一通の「在留届の写し」において「在留期間が連續して10年以上ある方」と同居していることが確認でき、かつその方と一緒にジャパン・レール・パスを利用する場合、ご利用資格を満たします。

※「在留届の写し」及び「在留証明」は、交付又は発行から6ヶ月以内のもののみ有効です。

※確認書類のコピーでは、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。

※「10年以上」については、引換証のお買い求め時点で「10年前の同じ月」以前のものが有効です。

（例）2017年6月1日に引換証購入の場合「2007年6月」以前のものが有効

（2007年6月1日～6月30日は「2007年6月」と見なし有効）

※上記①～③のいずれか1つの確認書類を提示いただけない場合は、引換証のお買い求め及びパスへの引換はできません。

■発売期間と引換期間

- ・日本国外での引換証の発売期間 平成29年6月1日～平成32年12月31日
- ・日本国内での引換期間 平成29年6月1日～平成33年3月30日

